「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（案）」に対する意見募集の結果について

令和5年 12 月 12 日（火）

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
経 済 産 業 省 産 業 技 術 環 境 局 環 境 経 済 室

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（案）」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

１．概要

（1）意見募集期間：令和5年 10 月 11 日（水）～令和5年 11 月9日（木）

（2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

（3）意見提出方法：e-Gov の「意見提出フォーム」、郵送

２．意見募集の結果

（1）意見件数：17 件うち有効件数 17 件

（2）お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

別紙

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
【第20条の２（調整後排出係数の公表）関係】 熱供給事業者の調整後排出係数公表にあたり、複数地域の事業を運営している場合、特定の地域については営業地域単位で算定し、残りの地域を事業者単位で算定することを可とする運用をお願いしたい。	熱供給事業者別排出係数の算出方法等については、「温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」（以下「ガス・熱係数検討会」という。）において議論されています。同検討会での議論も踏まえ、「熱供給事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）」のパブリックコメントを実施予定です。
【その他】 熱供給事業者別排出係数の導入について、熱供給事業法で規定されない事業者や大臣登録を受けていない営業エリアを含めて対象とするよう検討いただきたい。	熱供給事業者別排出係数の算出方法等については、ガス・熱係数検討会において議論されています。同検討会での議論も踏まえ、「熱供給事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）」のパブリックコメントを実施予定です。
【その他】 熱供給事業者による基礎排出係数の算定に当たり、コジェネレーションシステムから排出されるエネルギー起源二酸化炭素の電気及び熱の配分方法については、生成された熱を一次エネルギー換算するための代替手段は、発生した廃熱の燃料投入量を推定するとの原理原則に従い、自社保有設備の実測値により算定する場合においても、蒸気または温水の製造機器を対象とした機器効率を適用すべき。 また、そのデフォルト値（一般的なボイラー等による熱生成：1.26MJ/MJ）については最新の値に見直していただきたい。	熱供給事業者別排出係数の算出方法等については、ガス・熱係数検討会において議論されています。同検討会での議論も踏まえ、「熱供給事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）」のパブリックコメントを実施予定です。
【その他】 同一会社であるものの事業主体が異なる両者間（熱供給事業と設備サービス事業）におけるコジェネレーションの廃熱利用について、建物側のコジェネレーション（設備サービス事業）で発生	廃熱等の未利用エネルギーの取扱いについては、今後検討してまいります。

した廃熱を熱供給事業にて購入する場合、供給する廃熱について自家消費と混同されやすいことから、「他人から供給された熱」であることを明確に定義していただきたい。	
【その他】 実測により、温室効果ガス排出量や排出係数、各種原単位等を算定する場合、事業者による任意の測定方法では精度が異なる可能性があり、証明用データの信頼性担保のため、日本産業規格、計量法及びその他公的機関による制度等に準じることを原則としていただきたい。	本制度では、データの入手可能性によってはより実態に即した方法を採用することが望ましい場合もあることから、実測等により排出量を算定することや、実測等により求めた排出係数を用いて報告することもできます。 データの入手可能性については多様な場合が考えられることから、一律の規格や計量法等を定めることはしていませんが、実測等による方法を用いる際には、各事業者が、業界内での取組の現状等も踏まえて、算定方法の適用の妥当性を自ら確認することが必要です。 なお、法令やマニュアルに記載の算定方法以外の算定方法により排出量を報告する際には、採用した算定方法について説明することが必要となります。
【その他】 日本企業は、SHK 制度による算定・報告だけでなく、GHG プロトコルに準拠した算定・報告も求められている状況であり、両制度には相違点も存在するため、ダブルスタンダードの状態になっている。SHK 制度の運用を検討する中でも、国際整合性の観点や企業の生産性を十分に考慮したうえで、出来る限り現状のダブルスタンダードの状態の解消に注力いただきたい。	本制度と GHG プロトコル等とは算定の位置づけが異なるため、本制度の見直しに当たっては、本制度の趣旨・意義を前提として議論を行っております。他方で、GHG プロトコルと整合した算定の必要性の高まりを踏まえ、本制度の報告のために収集したデータ・算定した排出量から、GHG プロトコルと整合した Scope1・2 排出量算定への換算を容易にする機能を 2024 年度から省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）に実装する予定です。
【その他】 事業者の負担を考えると改正内容は最小限にすべきであり、吸収やクレジットといった取組は企業の年次報告書等の添付による報告を可能にすることで企業の負担を軽減すべき。	改正内容については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」（以下「算定方法検討会」という。）において議論し、事業者の負担にも留意しつつ、取りまとめたものです。なお、吸収等の取組については、義務報告事項ではなく、任意で報告することができるものであり、任意報告様式においては、企業の公表資料の URL 等も記載しやすいよう工夫しております。

【その他】 カーボンクレジットの帰属について、テナントビルでの取り扱い（オーナーが非化石証書を購入しているビルについてテナントがその環境価値を主張できる場合の基準等）を明確化していただきたい。	カーボンクレジットの帰属の取扱いについては、多様な場合が想定されることから、その明確化については今後検討してまいります。
【その他】 ● 熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定において、都市排熱の有効利用である清掃工場からの廃熱は未利用熱と位置付け、エネルギー使用量からの控除または排出係数の無効化（ゼロ値設定）としていただきたい。 ● 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において、未利用エネルギーのCO2排出量の算定方法に関連してコジェネレーションにおけるCO2排出係数算定方法が検討される場合には、電気事業者及び熱供給事業者の算定方法と同一方法としていただきたい。	清掃工場からの廃熱等の未利用エネルギーや、コジェネレーションシステムを用いて電気や熱を発生させ、当該発生させた電気や熱を他人に供給している場合の取扱いについては、御意見も踏まえ、今後検討してまいります。
【その他】 日本全体のCO2排出量及び削減量は、供給側の電力量をベースに算出するのがよいのではないか。	日本全体の温室効果ガス排出・吸収量（国家インベントリ）の算定においては、総合エネルギー統計をはじめとした各種統計の供給側データも活動量として用い算定をしております。
【その他】 そもそも地球温暖化が進んでいるという科学的根拠は薄弱であるため、本命令案は廃案すべき。	令和５年３月に公表された「ＩＰＣＣ第６次評価報告書 統合報告書」においては、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011 年～2020 年に 1.1℃の温暖化に達した。」とされています。 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は、排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立と、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成、を目的として今後も継続しつつ、国際的な算定ルールの動向や 2050 年ネットゼロに向けた様々な取組の促進等を踏まえて見直しを行ってまいります。

【その他】 ● 改正案について、「命令案の概要」のみでは、行政手続法第 39 条第２項に定める「具体的かつ明確な内容のもの」とはいえない。 ● 「その他所要の改正」の内容を具体的に示すべき。	行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条に規定する意見公募手続においては、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。」とされておりますが、条文そのものである必要はないとされており、今回公表させていただいた「命令案の概要」はこれを満たしていると考えております。 また、「その他所要の改正」の内容は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）及び本命令の改正による条ずれ等に対応するものです。

以上